

## 平成26年度第4回伊予市環境審議会

平成27年3月18日(水)

市役所 3階 第2委員会室

出席委員：会長 中安 章・副会長 藤岡政晴・對尾眞也・水木一弘・大森幸子・嶋田 嵩・  
西尾隆志・久保繁行・小西千鶴子（9人）

事務局：産業建設部 隅田英久・環境保全課 出来和人・窪田春樹・中村 悟・下水道課 向井  
英文・岡市裕二・大塚直人

傍聴者：1人

午後1時30分 開会

### ○事務局

本日は、年度末のお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから平成26年度第4回伊予市環境審議会を開催させていただきます。

本日の審議会には、前野委員から欠席との連絡を受けておりますが、会議の成立要件を満たしておりますことを報告いたします。

また、傍聴要領に基づき市のホームページにて委員会の案内告知を行ったところ、希望者が1人おられたことから、先日、会長に報告して了承を得たため、本日傍聴いただくこととなっております。

議事に入る前に、前回の会議録についてお願いをいたします。お手元に事務局が取りまとめた会議録を配付しております。会議の取りまとめ内容について何か質問や確認等がございましたら、3月25日までに事務局へ連絡をお願いいたします。事務局で所要の修正等を行い、市のホームページに掲載することにいたします。

それでは、これからの進行を中安会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

### ●会長

それでは、第4回伊予市環境審議会次第に従い進めてまいります。

本日は、この次第にあるように4つの議事について審議を行う予定で、会議は1時間半程度を目途に進行したいと思う。効率よく内容の濃い審議が行えるように、事務局からの説明は要点を押さえて簡潔に述べ、委員の皆様による意見交換の時間を多くとりたいと考えている。

それでは、一案件ごとに協議を行ってまいります。

初めに、議題(1)一般廃棄物処理基本計画の策定について、第3回の会議終了後から計画策定に至るまでの経過を中心に事務局から報告を願う。

## ○事務局

お手元の資料、伊予市一般廃棄物処理基本計画の策定経過の表に沿って説明をさせていただきます。

7月より1回目の審議を行いましてから10月7日をもって3回目の審議を終え、それ以降の経過について報告をさせていただきます。

はじめに11月10日、審議会の意見を踏まえた基本計画（案）を庁議に上げるに当たり、課内にて案そのものを付議する意思決定を行いまして、11月18日、部内会議へ上程しております。

また、部内会議におきましても、そのまま基本計画（案）として企画調整会議に上程する判断をいたしまして、11月21日、庁議に付議する内容を調える会議である企画調整会議に上げております。

その間11月19日には、3回目で審議をいただいたとおり、会長による答申を、市長・副市長・担当部課の関係者が集まる中で行いまして、12月2日に基本計画（案）を庁議に上程いたしました。

市の経営者による最高意思決定機関である庁議において、この基本計画（案）をそのまま市民の意見公募に付す結論に至りまして、すぐさま意見公募の準備に取りかかりました。

そして、1月1日には広報とホームページにおいて、市民の皆さんから基本計画（案）に対する意見をいただく予告を行い、1月5日から26日までの22日間、市役所と地域事務所の市政コーナーに計画（案）を提示いたしました。

結果、26日までに御意見がなかったことから、意見の調整・計画の再検討を行うことなく、このまま基本計画として2月2日に策定を行い、市の告示式にのっとりまして、市役所と地域事務所の前の掲示板に基本計画の公表を行いました。

市のホームページでも、意見がなかったことをお伝えすると同時に、今後は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定に基づく実施計画を定めて、市内で発生する一般廃棄物を生活環境保全上の支障が生じないうちに適正に処理するための対策を講じてまいります。と今後の取り組みを公表しているところです。

そして、本日、委員の皆様のお手元に基本計画の冊子をお届けしているところです。

以上でございます。

## ●会長

只今の説明について、意見とか質問がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

## ●会長

今の説明によると、市民から意見を募集したところ意見もなく、この基本計画が認められたということで、1つ目の議題はこれで終えることにする。

続いて、(2)の一般廃棄物処理実施計画（案）に移るが、基本計画を受けて27年度からどの

ように実施していくか、事務局から実施計画（案）についての説明をよろしく願います。

#### ○事務局

お手元の平成27年度一般廃棄物処理実施計画（案）をごらんください。

これは、来年度における一般廃棄物の処理をどのように行うかを定めたものでございます。

まず、処理計画区域ですが、伊予市全域でございます。

処理する一般廃棄物の種類及び処理量の見込みについては、①一般家庭から排出する一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ等）及び犬、猫等の死体、②一般家庭から排出されるし尿及びその浄化槽の汚泥③事業活動に伴って生ずる一般廃棄物④各処理量の見込み、これは別表1で処理量の見込みを扱ってございます。

それでは、処理量の見込みについては別表1をご覧ください。

はじめに、ごみ収集として一般廃棄物の種類ごとに、燃えるごみ・びん類・布類・かん類・ペットボトル・プラスチック製容器包装・紙類・有害ごみ・小型家電・燃えないその他ごみ・粗大ごみに区別し、し尿関係としては、し尿と浄化槽汚泥とを区分して、それぞれの見込み量を記入しています。

次に排出方法ですが、燃えるごみについては指定有料ごみ袋に入れて出し、庭の枝木、剪定枝などについては、50センチ程度に寸断しひもで固く縛って出させていただきます。見込み量は8,638トンで基本計画の89ページにある見込み量と合わせてございます。

続きまして、びん類ですが、これは無色もしくは白色半透明の45リットル以下の袋に入れて出させていただきます。これについては、232トンを見込んでおりまして、同じく基本計画の69ページに記載している見込み量となります。

次に布類を飛ばしてかん類ですが、この111トンについても同じく69ページにある見込み量としております。

同じくペットボトルですが、82トンも69ページにある見込み量としております。

また、その下にありますプラスチック製容器包装、こちらにつきましても同じく69ページの見込み量とさせていただきます。

次に、布類については75トンとさせていただきますが、これは26年度の実績からの見込みでございます。これは基本計画に記載がないため、実績で算入させていただきました。

同じく紙類は、ひもで十字に固く縛って出すことにしておりまして、603トンを見込んでおります。これも基本計画に数量の予測がないため今年度実績による見込としております。

続いて有害ごみも今年度実績から13トンを見込んでおります。

次に小型家電については、25年度に国及び県から推進の要請もあり、今年度26年度より開始しています。これまでは、燃えないその他のごみとして収集し、そのまま処分していましたが、小型家電を選別して再利用に取り組んでおります。これについては、今年度実績から予測する以外に方法がないため、来年度には少し数量が増えると考えて、61トンを見込んでおりま

す。

続きまして、燃えないその他のごみは89ページにある見込み量と合わせて、燃えないその他のごみ1,591トンを見込んでおります。

次に粗大ごみについては、同じく89ページより120トンを見込んでおります。

それでは引き続き、私から、別表1一般廃棄物のし尿及び浄化槽汚泥の見込み量の設定について御説明させていただきます。

お手元にある一般廃棄物処理基本計画の第3点、生活排水処理基本計画の124ページ年度別種別搬入量の表をご覧ください。よろしいでしょうか。

平成27年度の目標設定におきましては、この表にありますように、し尿につきましては年々減少しているという実績から、年3,000キロリットルに設定をいたしております。

減少している要因といたしましては、くみ取り世帯が公共下水道等への接続を行ってきていること、及び合併浄化槽への切りかえを行っていることが大きな要因であると考えており、これまでどおり減少するものと考え、この数字を設定いたしております。

また、浄化槽汚泥につきましては、表では増加、減少がございますけれども、全体的に増加傾向にあると判断されますことと、市において引き続き合併処理浄化槽の普及促進を行うとしていることから、年9,900キロリットルと設定させていただいております。

なお、前回の審議会において御説明させていただきましたが、合併浄化槽補助制度のPRの実施についてでございますが、平成27年4月の伊予市広報に浄化槽設置整備事業補助金交付制度の御案内を掲載することといたしております。

ただ、災害時の浄化槽等の利用方法について周知することも検討してはどうかと委員から御指導いただきましたことにつきましては、危機管理課と協議を行い、平成27年度に防災マップの各家庭配布を危機管理課が予定していることから、それに合わせて、災害時の浄化槽等の利用方法を掲載した整備促進パンフレットを下水道課で作成し、配布することといたしておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。

#### ○事務局

それでは、一般廃棄物実施計画の本文に戻ります。

処理量の見込みまでを申し上げたので、次の3番、一般廃棄物の排出抑制、資源化計画に移ります。①分別排出の徹底による資源化の促進②ごみの排出抑制、資源化に対する意識の啓発③ごみの減量化・資源化対策事業による減量化、資源化の促進、については基本計画策定時に委員から生ごみ処理機等の利用促進についてもっと普及啓発してはどうか。という御意見をいただきましたので、こちらの方に掲載をいたしております。

次に、④事業活動に伴い多量に一般廃棄物を排出する者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画策定等によるごみの減量、再利用の促進、こちらについても事業活動で一般廃棄物を大量

に排出する業者等を調査して、その結果を踏まえて対応しようと考えております。

4番、排出方法及び種類別収集方法でございます。

①家庭から排出される一般廃棄物については、基本のごみ集積場所から回収する、いわゆるステーション方式で回収しています。

具体的に申しますと、伊予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条の2第1項に規定するごみ集積所の場所は、伊予市ごみ集積場所要綱で定めるところにより、市長が家庭系一般廃棄物を収集することが可能であると確認した場所としています。

市長は、その現地において、看板の設置及びその他の方法によりその場所がごみ集積場所であることを表示するものとする。ただし、対象が可燃ごみ集積場所である場合、表示が困難である場合、または表示の必要がない場合はこの限りでない。

ごみ集積場所の位置を地図上に明記し、一般に閲覧に供するものとする。

最後に、これに定めるもののほか、各集積場所に確認するための手続及びその表示方法、その他ごみ集積場所に関し必要な事項は伊予市ごみ集積場所要綱において定めるとしており、これまでと同様にしております。

分別種類については、ごみを出すに当たって、先程の別表1のとおり分別し、決められた排出方法により、市が決める曜日と時間を守ってごみ集積場所へ排出する。ただし、粗大ごみについては戸別収集のため、後で申し上げます。

なお、日曜日、年末年始は可燃・不燃ごみとも収集を休みとする。また、ごみ集積場所を利用する者は、当該場所を清掃するなど清潔に保つよう努めることにしております。

次に、現在ごみ収集を行っている委託業者の一覧を載せています。

粗大ごみにつきましては、本庁地区の上野・中村・大平地域と郡中地域及び双海・中山地区については、現在、業者選定中のため未定としております。それ以外の決定している業者は記載しております。

ごみを出すに当たっては、別表1のとおり分別して、決められた時間までに出していただくことにしております。

続きまして、②犬、猫の死体等については、なるべく民間の霊園に依頼、もしくは伊予地区清掃センターへの持ち込み、または庭に埋めるなど衛生上支障のない範囲で自己処理をお願いしております。状況によっては市が収集する場合もございます。

種類別については、別表2に地区別収集日の一覧があります。

非常に細かく分類分けがされて記入していますが、これを元にごみカレンダーを環境保全課が作成し、今年度は3月の広報と一緒にお配りしています。

続きまして、③し尿及び浄化槽汚泥については、既に許可業者が決まっているため、一覧表に記載しております。大きく3地区に分かれており、本庁地区と中山地区と双海地区、それぞれに許可業者があります。

④浄化槽清掃許可業者につきましても、この一覧にある業者と同じです。

続きまして、⑤事業活動に伴って生じる一般廃棄物については、こちらも分別の徹底及び減量化し、事業者自らこれを処理する必要があるため、処理できない場合には一般廃棄物処理の許可業者が事業者の申し込みにより、その都度収集処分を行うとしています。

伊予地区清掃センターに搬入する事業系ごみについては、家庭系と区別して無色透明袋を使用すると決めております。また、家庭系については、黄色い指定袋で出したものを収集するとしています。

⑥一時大量ごみについては、引っ越しや大掃除等で1日の排出量が20キロを超える場合、なるべく再利用・減量化を目指していただくほか、自ら処理できない場合には、一般廃棄物の許可業者が本人の申し込みにより、収集処分することになっています。ただし、この場合は排出者自身が負担することになります。

続きまして、⑦排出禁止物ですが、市では収集しないと決めているものがあります。

まず、その理由別に説明いたします。

容積・重量が著しく大きく、大人一人で収集できないもので、ピアノ、電気温水器、大型家具、風呂のボイラー、流し台、リヤカー、大型金属の塊等です。

続いて、処理困難物として、バイクやタイヤを対象としております。

危険性のあるものとして、バッテリー、ガスボンベ、廃油、塗料、シンナー、農薬、毒物、医療用廃棄物などを対象としております。

次に、有害性のあるものとして、毒劇物や溶剤などが対象としております。

最後に、他の法令で排出禁止が定められているものとして、テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、パソコン、自動車と消火器があります。これらについては、家電リサイクル法及びPCBリサイクル法、自動車リサイクル法によって、市が収集することを禁止し、リサイクルに努めるように決まっているため、資源ごみとして収集しておりません。

5番、処分の方法ですが、①し尿及び浄化槽汚泥については、本庁地区は松前町共立衛生組合、双海、中山地域は大洲・喜多衛生事務組合において処分となっております。

②可燃ごみについては、伊予地区ごみ処理施設管理組合において焼却処分をいたします。

③プラスチック製容器包装、缶類、びん類、ペットボトル、燃えないその他のごみ、布類、紙類、粗大ごみなどについては、市が委託した業者が選別、整理し、資源化を図るようにしております。

続きまして、④有害ごみについては、乾電池、蛍光灯は市が委託した業者が選別、整理し、資源化を図っています。その他の有害ごみについては、最終処分の業者が決定すれば、そちらに回収を依頼します。

⑤埋立ごみについては、再利用ができない不燃物について、最終処分の業者が決定すれば、処分を依頼します。

6番、一般廃棄物収集運搬業者については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の一般廃棄物の収集及び運搬を業として行うものについて次のとおり定め、廃棄物の適正な処理を行うことにより生活環境の保全を確保するものとしています。

①一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物を市の指示する種類ごとに分別して収集運搬を行わなければならない。②その業者は、伊予市以外で発生した一般廃棄物を伊予市内に運搬してはならない。ただし、事前協議というものが必要で、他の市町村にごみを持ち込む場合には、先に市長と事前協議をしておく必要がありますが、それを行った場合には除かれます。

続きまして、③一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の保管及び積み替えを行ってはならない。④許可業者は事業計画を策定し、該当事業が一般廃棄物処理計画に適合していることについて市長の確認を受けなければならない。事業の範囲を変更するときも同様としています。

⑤事業計画が一般廃棄物処理計画に適合しない場合は、許可しないものとし、⑥事業の全部もしくは一部を廃止する場合は、市長に報告しなければならない。

⑦新規許可は原則行わないこととする。ただし、市長が特に認める場合を除くとしております。このことについては国からの通知を受けて、それに適合した形をとっているところです。

さらに、7番、一般廃棄物の処分業者については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の一般廃棄物の処分を業として行う者については、廃棄物の適正な処理を行うことにより生活環境の保全を確保するものと定めております。

以上でございます。

#### ○事務局

少し補足をいたします。別表2の最右列に収集曜日の欄があり、そこに、別表3地区別収集曜日一覧表と記し、計画書の最後のページに別表3として本庁地区・中山地区・双海地区それぞれの収集日を表記しています。

ただ、この一覧表だけでは市民の皆さんが分かり難いと考え、地区別のごみ収集カレンダーを作成し、3月初旬に配布して周知を図っているところです。

また、別表2についても、家庭ごみの正しい分け方と出し方として、一度、全世帯に配布し後は転入者に配布しているところです。

なお、ごみの分別辞典を平成21年度に作製してから年数が経過し、ごみの種類も増加している状況から、掲載品目を増やした冊子を4月に配布する準備にかかっておりまして、別表2の補足物として市民の皆様にご提供できる予定であります。

以上でございます。

#### ●会長

それでは、補足も含めた説明を受けて、何か御質問や御意見はありませんか。

#### ◎委員

2点ばかり確認というか質問をさせてもらう。

まず、平成27年度の実施計画（案）についてだが、通常の場合、実施計画というものは、基本計画に掲げた数値目標を年度ごとに確認していくものと思っているが、今回の場合、基本計画にごみの分別収集の予測と年度ごとの数値が入っているのだから、毎年度目標数値の達成度合いが確認できる実施計画を策定する考えか、確認しておきたい。

それともう一点は、浄化槽の関係だが、先ほど浄化槽汚泥は増加の傾向にあるとのことで補助事業の広報を4月に行い事業を進めていくとのことだったが、資料に3月議会の市長の議員とのやりとり、次年度の協議案件の中にあるが、本庁地区と、双海、中山と個人設置型と市設置型と整備方法が違うので、統一していこうとしているという気がするが、前々から疑問に思っていたが、その辺は4月以降の審議にしたほうがいいのかどうか、確認しておきたい。

●会長

では、2つに分けて回答を願う。

○事務局

それでは、2番目の浄化槽の整備について御説明をさせていただきます。

ただいま委員から御指摘があったとおり、本日、別紙資料といたしまして、平成27年度に御審議いただきたい事項の資料と、議事録からの抜粋という資料をお配りさせていただいております。これにつきましては、本日の議題の(3)次年度の審議案件のところで詳しく御説明をさせていただきます。これにつきましては、本日の議題の(3)次年度の審議案件のところで詳しく御説明をさせていただきます。

(3)の議題で御検討いただく内容は、整備手法についての検討でございまして、生活排水処理基本計画にあります合併浄化槽の推進の変更を行うものではございません。委員御指摘のとおり、伊予地区と中山、双海地区で浄化槽の整備方法が現在違っております。そのことについて、(3)で御提案をさせていただくのですけれども、合併浄化槽の整備促進につきましては整備手法が変わったとしても進めていくという計画でございまして、整備手法が変わることによって整備の目標基数が変わることはない、あくまでも生活排水処理基本計画の目標を達成するために整備促進を進めていくと考えておりますので、27年度の計画につきましては、先ほど御説明いたしましたように、浄化槽汚泥に関しましては若干の増になるだろうという形で設定させていただきます。

以上です。

●会長

し尿処理が減って、その分浄化槽が増えるということで、浄化槽汚泥は若干増えざるを得ないと私は理解している。

それでは、処理量の見込み量についての回答をお願いします。

○事務局

まず、処理量の見込み量とその分別について説明を申し上げます。

基本計画に書いている10%の減量化見込みについては、達成に向けた実施計画を検討し、燃えるごみと燃えないその他のごみ、粗大ごみを基本計画の数値に合わせて、その達成に向けた事業を推進しようと考えているところです。

燃えるごみを減らすにはどうすればよいのかというと、具体的には分別を徹底して、これまで燃えるごみに含まれていたプラとか布類とか紙類などを分別する方向にシフトしていく考え方です。

燃えないその他のごみについても、瓶は瓶、缶は缶、有害ごみについては、これまで回収区分になかった小型家電について分別・資源化を行うことで減量化を見込んだ数値を上げております。

もちろん実績も管理していることから、見込み量に達した場合はどのようにするかを考え、それに対してどのような施策を展開すべきか検討する考えであります。今のところ27年度は計画を策定した翌年ということもあることから、可能な限りこの数字に近づけるよう努力してまいりますと考えております。

#### ○事務局

もう一点、補足をさせていただきます。

先程、別表1の説明をしましたが、もう一度具体的に説明をさせていただきます。

別表1の燃えるごみについては、基本計画の89ページに減量化に伴うごみの種類別排出量の予測を元にしたもので、20年度を起点とした10%の削減に向けて、このような推移をたどれば目標がクリアできると考えた数字であります。

この燃えるごみについては、可燃と書かれた行に27年度の可燃の収集家庭系が5,874で事業系が2,121とありますが、その4つの数字を足したものが8,638となります。

実施計画の別表1には、燃えないその他ごみに591とありますが、これは不燃の収集家庭系に591、粗大ごみに120とありますが、これは粗大の収集家庭系に120という数字が入っていることを確認してください。

残りの瓶と缶については、69ページを見ていただきましても、これは10%削減目標としておりません。最終処分をしたり、燃やしたりするごみではなく、リサイクルが効くものということで、単に予測値だけを掲示しています。まずはスチール缶・アルミ缶の数値があり、これを合計したものが、かん類の111と表記しております。また、ガラスと書かれた項目をびん類としてまとめて232と表記しております。これについては、品目によって増えたり減ったりする予測が立つものもありますが、10%の削減の対象品目ではないため御理解を願います。

今の説明のように、27年度の目標につきましては、89ページ、69ページの27年度欄の数値を見込み量とし、来年度、28年度になれば、28年度の欄の数値を見込み量として扱う考えでございます。

以上でございます。

## ◎委員

全体的な実施計画の構成は分かったが、1 ページ目の3に一般廃棄物の排出抑制、資源化計画として4項目が掲げられているが、どれも非常に具体性がない。例えば、資源化なら意識の啓発で何を行おうとするのかが具体策に出ていない。一番大事と思えるのがこの3で、これから具体的な行動をどのように起こしていくかが大切なのに、このまま何もしなくとも、ごみの数値目標は達成してしまうのだ。これは人口減少を一つの土台にして予測した数字だから、極端に言えば何もしなくとも達成できる数値目標なのだ。

だから、年度別の実施計画では、この3の計画が非常に重要になってくるため、もう少し具体的にどうしたことをやるのかを示して、1年が終わればどこに問題点があって達成できなかったのか、どういう点が成功したのかを分析して次年度に生かしていくのが、この実施計画の一番大事なことと思っている。その辺りについての具体的な内容を、この審議会で検討しないと、何か絵に描いたような計画になって、今までと同じような形で終わってしまうように思える。やはり一つでも変えていくような姿勢がないと、この実施計画の意味がないと思えてならない。全体的な計画の構成は良いが、もう少し突っ込んだ具体策を入れるべきと思うが、事務局として考えがあれば聞かせて欲しい。

## ○事務局

減量化対策について、まず具体策として上げているのは生ごみ処理機の利用促進ですが、他には、先程、課長が申したごみ分別辞典を今般作成し、配布の準備を進めているところです。これにより、市民の皆様にごみが何に区分されるかを理解してもらい、そのように分別することで、ごみの資源化・減量化が進む、もしくは環境に対する意識を変えてもらうことに期待を持っておりますが、今回は分別についての具体的な記述は行っておりません。そのようなことで、まずは、ごみ分別辞典を皆様にお配りして、その反応を見させていただこうと考えているところです。

## ◎委員

生ごみの処理機についても一般的にはなかなか啓蒙できないため、審議の過程の中でも段ボールコンポストも一つの方法であることを申し上げたが、そうしたものを今年は何ヶ所でモデル的に実施するというのが具体策だと思う。それが成功すれば全市に広げるのが計画だと思う。ただ、これを行いますと打ち上げるだけでは絶対実施できないと思う。やはり一つ何かをやろうとすれば具体的なものを出して、生ごみの分別をやるのであれば、意識啓蒙を図るために今年の一つ取り組むものを打ち出してこそ次へつながって行くと思う。このままだと、生ごみの助成金を用意しています。利用してください。で終わってしまいそうだ。

浄化槽の問題もそうだ。先ほど委員からもあったが、旧伊予市と双海、中山では整備手法が違う。審議の中でも申し上げたが、合併浄化槽に単独浄化槽からかえる場合は非常に経費がかかる。個人でやる場合は非常に経済的に負担がかかることが一つのネックになっている。そこ

をどうするかということを考えていかないと。伊予市の姿勢とし、下水道は非常に不効率だからできない地区は合併浄化槽に移行していくというような基本計画を持ってやるべきではないか。

単独浄化槽から合併浄化槽にするための具体的な計画というものを出していかないと、結局1年たったけれども、結果こうでしたよということで、来年こうですよ、もうそれで終わってしまうと。

せつかく審議しているのだから、一つでも何か来年度につながる実施計画を具体策として出していくべきではないかと。これは非常に難しいことと分かっているのだが、難しいからと言って今までどおりでやるのであれば、これまでどおり審議会をやって計画を出して、やりましたよ。で終わってしまえば、それでは、やったことの意味がないと思う。

何か一つでもいいから、この審議会の中で検討して、今年はこういうものを作ってこういう内容を実施計画に入れたいと思っているので、是非お願いしたい。

#### ◎委員

以前にごみ減量化について段ボールによるコンポストの話をしたと思うが、先般、県と一緒に先生がいる新居浜へ行ってきた。今はまだ寒いですが、試験的にヨーグルト入れたり、納豆や油を調整しながら入れたりすると、45度、50度まで菌が繁殖して温度が上がり、生ごみを食べてくれる。手間はかかるが、ごみを小さくするほど分解が進み、大きいと日数がかかるようである。冬場は培養し難く、反対に夏場ならうじ虫が湧くということもあって、今はウジ対策を考えているようだ。

そんなことで、我が家で少ない時に1日500グラム、もっと出そうと思えばたくさん出る日もあるが、実験で取り組んで、初めは200グラムからで2日目に無くなっていたことがあった。もう、実験が成功したことを自分で感じられて嬉しかったことがある。しばらく休んでいたが、昨日、久しぶりにヨーグルトを入れてかきまぜておくと、今日は45度ぐらいに温度が上がっていた。やはり完全な分解とまではいかないが、分解が始まっていることは感じられ、家庭の身近なところで大きな機械を買わなくてもできることがある。

新居浜では500円ぐらいで段ボールとのセットを役所で販売しているようなことを言っていた。その呼びかけをどの辺りまで広げれば良いかについて話したのだが、伊予市においては、その出口を農協と連携するなど、繋がりをしっかり考えて取り組まないといけないと思った。

でも、言うだけでなく、やってみて、最初はどうかと思ったが、生ごみ処理機を買った人だけでなく、段ボールを使った生ごみの処理もごみ減量化に繋がると考えるので、是非段ボールコンポストも検討して欲しい。

#### ●会長

今の二人の委員からの発言をどう考えるか。

#### ○事務局

3の(3)に、特に生ごみ処理機等の利用促進とあるのは、今回も委員の皆さんから御意見をいただきましたが、生ごみ処理機等がまだ普及を図る余地があるのではないかと、段ボールコンポストなどに取り組んではどうかという御意見を踏まえて、一つの文言にして挿入したものです。特に生ごみ処理機等の、等の中に段ボールコンポストが含まれているとの認識で、利用促進を図っていく意味で、記入しているところです。

表現につきましては、現在の項目立てでは、別に表現を挿入すると他の項目とのバランスが崩れることへの思いから、今回は米印で書いた文言に留めているところです。

それともう一つ、清掃ボランティア意識、環境づくり意識の醸成をという御意見あり、これについても、この中の何処かへ入れようと検討を行ったのですが、それを挿入するちょうど良い項目がなく、その他の項目を追加しなければならないため、思い留めているところでございます。今、御意見をいただき、できるだけ具体的な表現が入る実施計画にしていくことを検討していきたいとの認識を持っております。

#### ◎委員

ですが、委託業者も許可業者となるわけで、法律的に決まっていることを書くより、実施計画書というものは何度も繰り返すが、3が重要だと思っている。

例えば、4の事業者の多量の一般廃棄物排出量についても、伊予市の場合は事業者からのごみの排出量の実態がつかめてないのが現実だ。そうすると、27年度は具体的に事業者の1年間のごみの排出量をまず調査して確認する。そして、排出量が分かれば28年度に減量計画書を策定してもらって、1割減とか2割減に取り組んでもらえば、伊予市全体のごみの量が減少していくことになる。それが計画だと思う。こうした減量に関する計画策定、ごみ減量に向けた再利用の促進をどのように行うのか、27年で何をしたのかが我々には分からないわけだ。

だから、そのことをもう少し具体的に27年度はこういう活動をします。という内容があつて良いのではないかと私は思う。法律で決まっている、あるいは指定されている業者とかは、この計画書に必要ではあるのだろうが、それよりも私はこの実施計画の中では、3をもう少し具体的にして27年度に取り組む内容を書いていくのが良いと思っている。他の委員にも、どう思っているか聞いてもらいたい。

#### ◎委員

愛媛県も伊予市も、ごみの減量化をうたって成果が上がっていると言われるが、実際は過疎化によるものであり、老人が多いため空き家も増えている。

双海では今、移住のための空き家を都会の人達に貸すという。そうするとその家の中にあつた粗大ごみが全部ごみとなってしまう。それでは、ごみは減るところか、これから移住者を求めていくと、ごみは増えてくるばかりだと思うが、その辺りのデータはあるのか。

#### ●会長

先程の意見については、私も同じ意見を持っていたのだが、これからの伊予市の活性化の中

で移住を推進していくと、粗大ごみとかが出てくるが、そうしたことはどのように考えるか。予測とかについてどうかという質問だが、事務局としてはどうなのか。

○事務局

移住する方が増えるとごみが増えるのは当然だと思います。そこで、移住してきた方に啓発することで、ごみを分別することがごみ減量に繋がることを知ってもらわなければならないと考えています。

◎委員

移住者は、前の住人の道具は一切要らないと全部廃棄する。そして、ごみは全て粗大ごみとして出されることになる。そうしたケースが双海でも六、七件ある。その分が目標設定しているごみの量より増えることになるだろう。

本庁地域にも空き家とかあると思うが、そこへ移住者が入るとそうしたごみも増えるため、そういう見えない、想定できないごみの量も考えて、それらの対応をどうするかといったことを考えないといけない。今、見えているごみだけでなく、これから新たなごみの量も考えておく必要がある。

○事務局

今の御意見を受けて、見えない、今想定できないごみについては、現段階では考えておりませんが、これからそうした様々なケースを想定して、そのことへの対処を考えおく必要があると思いました。

◎委員

よろしく願います。

○事務局

副会長からいただいた実施計画に関する貴重な御意見は、今後、十分反映させていこうと考えておりますが、この実施計画は4月1日からの計画となるため、あと日数しかございません。そのため、27年度は今回いただいた御意見を少しでも反映させながら、28年度の実施計画に盛り込みたいと考えますので、今年度はこの計画で進めさせていただこうと思いますので、よろしく願います。

○事務局

あと、3番の具体性が乏しいというところで、確かにざっくりした形で書き込んでいます。この後にも審議をいただきますが、来年度も環境審議会が開催される予定です。4つの大きな項目を掲げておりますが、これらの達成に向けてどのような取り組みを行っていくかをまとめて、また審議にかけたいと思っております。今直ちにこの4項目を捉えて、こうしたい、ああしたい、の話を受け入れることは難しいことから、今回はご容赦くださいませ。

●会長

私自身、事務局から事前に原案を見せてもらった時に、計画書が形式的だが他の市町も含め

て大体計画は同様であるとの説明を受けた。ただ、今日のような御意見が出るだろうと、おおよその見当は事務局も持っていたようだ。

だから、私が考えたのは、どこか文言的に異質であるが、そうした内容を入れておくべきと考えて、次年度の28年度に伊予市らしい計画へと整えて行くべきか、それとも、今回はこの文言のままにして、生ごみ処理等の利用促進といった表記の中で、段ボールを利用した生ごみの堆肥化を啓蒙に使っていくことを、この文書には出さなくても、この審議会では理解したとして扱うか、この2つかと思っている。

そして、④については事業系のため、ごみがどれだけ排出されているか、はっきり分からないことから、それを減らそうにも、もとの数値が分からなければ減らしようもないのが現状であるが、それにしても検討すると長期計画で扱っているため、やるにしても文言として今回はっきりと残すかどうかというところだ。

他の市町の審議会情報もあまりないが、大体審議会というものは、最初の基本計画を作ればそれで自動解散になるところが多い。しかし、ここは策定後の動向も見ていくことで集まっているため、その辺りを審議会として見守りながら取り組むことも間違っていないと思っている。

新たな文言を入れて残すか、そのことを理解した上で、このまま通すかといったところだと思う。

#### ◎委員

別に文言にはこだわっていない。要するに今言ったことを一つでもいいから、この審議会の中で審議して実施していこうと言う、是非、事務局にその方向性をお願いしておきたい。別に文書に書き込むことだけが目的でないのだから、何かをやるのが大事なことで、そのことを事務局にお願いしておきたい。

#### ○事務局

それでは、副会長の御意見を真摯に受けとめて、実施に向けて頑張ってもらいたいと考えますので、よろしくお願いします。

#### ●会長

ではこのままで、先程の内容は事務局に理解してもらって、文中にはこうした意味が含まれているとして1年間取り組み、それに合わせて28年度に新たな実施計画を策定することとしたい。

私が考えたのは、実施計画は毎年計画が出てくるものだが、その前の年に予測目標を設定し、今年度の事業計画がどうであったため、次はこうするという改善策が出ないで、計画数値だけで終わっているようだ。

やはり計画を立てるには、前年に対してどこまで達成できなかった、それは何が原因であったのかを示した上で、この計画に対して伊予市はこう取り組むとした、他の市町では見られ

ない計画書を作る意気込みを持って、次年度の計画を立てることを願しておく。

今のところは、この目標に向かってこうだと予測を立てているが、実際それが達成できたか、できなかったという確認をしなければ、次年度の実施計画は必要なくなってくると思う。

文言としてはこの内容で、目標数値についての確認も行え、次年度の目標数値も分かっていることから、その数値に近づくためには今年の1年間、何に取り組んでどうだったのか、それによって28年度計画を少しスタイルの違うものになるよう、検討して欲しい。

よろしいか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ●会長

途中で出た、し尿処理系の合併浄化槽のことについては、次年度の審議案件で説明していただくかと思う。

それでは、2つ目のほうは終わりました、3つ目、次年度の審議案件につきまして、事務局のほうからお願いします。

#### ○事務局

それでは、説明させていただきます。

お手元にお配りしております平成27年度伊予市環境審議会開催予定をご覧ください。赤字で書かせていただいているものが、合併浄化槽処理設置に関する予定でございます。

案件につきまして黒字がありますけれども、こちらのほうについては、私の説明が終わった後、また別の者が説明させていただきます。

まず、合併処理浄化槽の整備計画に関する事業の一本化について御説明をさせていただきます。

今年度の審議会でも述べさせていただきましたけれども、お手元にもう一部資料を配らせていただいている平成26年3月議会議事録より抜粋という資料をご覧ください。

資料にありますように、平成26年度の3月議会におきまして、議員から合併浄化槽の整備一本化についての質疑があり、理事者から個人設置型に取りまとめが行えないか、検討する必要があるものと考えているという回答をいたしております。事務局といたしましては、27年度にこのことについて御審議をいただいたらと思っております。

お手元にある一般廃棄物処理基本計画111ページをご覧ください。伊予市生活排水処理区域図を載せております。右下凡例にありますように、青で囲んでいるところが浄化槽整備事業区域、いわゆる個人設置型区域、赤で囲んでいるところが市町村整備事業区域、いわゆる市町村設置型区域でございます。現在、この2つの事業で合併処理浄化槽整備促進を行っておりますけれども、議会での答弁にもありましたように、個人設置型に一本化ができないかという理事者の答弁に基づきまして、27年度の審議会において御審議いただきたいと考えております。

なお、あくまでも整備手法のことでございまして、生活排水処理基本計画で目標と定めてい

る処理の普及率及び人口などを変更するものではございませんので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

以上、合併浄化槽の説明を終わります。

#### ○事務局

続いて、環境保全課から1点御協議いただきたいことがございます。

これについては、先程の開催予定に第2回目の審議会で取り扱うよう項目を入れておりましたが、資源ごみ回収活動処分事業の検討を予定しています。

資料として取扱要綱を印刷していますが、資源ごみ回収活動事業と回収処分事業の2つの事業についてご協議をいただく話です。

まず、回収活動事業については、対象を団体としており、営利を目的としない団体で、地域住民で構成される団体、愛護班とかPTAとか、原則として20人以上で構成される団体、年に2回以上地域で資源ごみの回収を実施する団体、具体的には廃品回収などが対象団体に該当します。

また、対象品目は第4条に新聞、雑誌、段ボール、紙パック等として、手数料をお支払いすることになっています。第6条に1キログラムにつき5円以内と表記し、1団体、1世帯につき1トンを限度とする上限を設けて、平成17年頃から3円の手数料をお支払いし、これまで同額で推移してきました。

回収処分事業については、第4条に集めた対象物を処分する業者に対して1キログラム当たり5円以内の手数料をお支払いするもので、毎年、回収処分委託業者と契約を結び、平成19年までは1キログラム当たり3円、それ以降は1円を手数料としてお支払いをしている事業です。

この事業の平成20年度のデータと最近のデータを比較して実績を申し上げますと、20年度の回収量が715トンであったのが、25年度の実績では527トンと実績の量は少なくなってきています。手数料ベースでは20年度が280万円、25年度には210万円になっており、登録団体は18年度では59団体であったものが、最近では64団体の登録があるものの1年に1度以上活動している団体は46団体という状況でございます。

これらを含め、手数料の金額は、古紙などの買い取り価格の変動にも影響すると考えられるものの、業者に支払う金額がずっと1円であったり、活動団体に支払う金額が3円であったりと、固定的な運用になっていることから、このあたりのことを本審議会で御検討いただきまして、結論によっては金額の見直しなども行っていくべきと考えております。

故紙等の価格の変動具合とか、これまでの実績を把握するのは非常に難しいことかもしれませんが、ただ、せっかく熱心な方々が委員さんに就任していただいている状況でありますので、事務局としても、可能な限り情報を集めて審議に付す資料を整えることができれば、是非、来年度お願いいたいと考えている項目でございます。

また、諮問の折は価格変動の実績等、御判断をいただけるような材料を揃えて提案したいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上でございます。

●会長

今、事務局から説明があったように、合併処理浄化槽の整備計画に関する事業の一本化というテーマと、もう一つは資源ごみ回収活動・処分事業が合併以来同じ状況であることが現実的かどうかについて、27年度が始まっての4月、5月から審議会で検討して欲しいということが、よろしいか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

●会長

それでは、4番目の今後の審議日程について改めて説明をお願いします。

○事務局

先ほど、次年度の審議案件を取り扱っていただけるとの話になりましたので、その内容を含めた開催予定表を見ながら、平成27年度における環境審議会の予定をご検討いただければと思います。

まず、4月の下旬に第1回目の伊予市環境審議会を行っていただきまして、合併処理浄化槽の整備計画に関する一本化についての諮問を受けて、協議内容等の説明と具体的な説明を事務局が行う会議を持っていただこうと考えております。

その約1カ月後の6月議会の始まるまでを目標に、2回目の審議会を開催いただきまして、意見の集約を行って答申をいただこうと考えております。

それと同時に、資源ごみ回収活動・処分事業の検討について説明を行い、次回までに検討をお願いしますのが第2回目の伊予市環境審議会の予定でございます。

そして、6月議会の会期をまたいで7月の予定で第3回目の環境審議会を開催いただきまして、資源ごみの回収活動・処分事業の活動の結果やデータを踏まえての御意見を得ようと考えているところでございます。

また、実施計画の協議の中で、28年度に盛り込む内容の検討を行う必要も生じたことから、この件についての検討機会をもうけることが本日の審議の中で追加されたように思っているところです。

そして、11月になり一本化に向けた内容が定まると、基本計画を改訂する必要が生じてまいります。それには、再度、市民の皆さんから御意見をいただくパブリックコメントを行わなければならず、26年度と同様のスケジュールで2月末までに改訂案を策定するとなれば、遅くとも12月には計画案を決定して、1月から意見公募に付し、2月の末に改訂版の策定になろうと思っております。

最後、3月にはまた次年度に審議を行う内容の決定をいただくための、今回のような会議を

行うというのがあらましの予定でございます。

なお、会議につきましては5回の枠を用意しておりますので、1回分、先ほど実施計画等の検討で増えたとしても対応ができるものと考えております。

以上でございます。

●会長

第3回、第4回の際に、もう一回分入るかもしれないという話であった。次年度は先ほど協議した2つのテーマについての審議を中心に行うため、このスケジュールで予定したいということであるが、それでよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

では、具体的な日付は変わるかもしれないが、次年度の審議計画をこれで立てたいと思う。

－ 平成27年度第1回の審議会は、4月22日（水）14時からに決定 －

○事務局

それでは、とりあえず26年度がこの第4回で最後ということで、事務局を代表して一言お礼を言わせていただければと思います。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、市長からの委嘱を快く受けていただき、環境審議会が今年度より機能し始めましたこと、また併せまして市長の諮問を受け、予定の期間内に一般廃棄物処理に関する基本計画の策定に向けて御尽力を賜りましたことを重ねてお礼申し上げます。

今後につきましては、先ほど御審議いただきました実施計画の円滑な実現と、新たに提案いただいた課題に対してどのように具体的に取組んでまいることが、私たちに課せられた大きな使命と認識をいたしております。

今年度は今回の会議にて一段落となるわけでございますが、また改めまして来年度早々にお集まりいただき、新たな検討課題を御審議いただく運びとなっております。引き続き専門的な見地からの御意見、市民目線での御意見等々、貴重な御意見をいただきたいと存じておりますので、次年度も引き続きよろしく願いいたしまして事務局からのお礼とさせていただきます。

●会長

その他何もないようであれば、以上で議事を終了したいと思います。

次年度以降に伊予市が取り組むべき環境問題への御意見が出たことにより、当初予定の1時間半を10分ほど超えることになったが、事務局にその旨が伝わったということでご理解をいただき、以上で審議を終わることとする。

○事務局

以上をもちまして第4回伊予市環境審議会の全ての予定は終了いたしました。本日はこれにて閉会といたします。どうもお疲れさまでした。

午後3時15分 閉会